

東労発安 0529 第 2 号
東労発基 0529 第 3 号
令和 8 年 5 月 29 日

一般社団法人 日本建設業連合会
会長 宮本 洋一 殿

東京労働局長
増田 嗣郎



外国人雇用啓発月間及び外国人雇用状況届出制度の周知について（協力依頼）

初夏の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、労働行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年6月は政府全体として「外国人雇用啓発月間」と位置付け、全国的に外国人の雇用管理改善等に係る周知、啓発活動を展開していくこととしております。

また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律」（旧：雇用対策法）により事業主の皆様には、「外国人雇用状況届出制度」に基づく届出義務が課せられるとともに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく適切な雇用管理が求められていることは既にご案内のとおりでございます。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮に存じますが、傘下の事業主の皆様に対する「本月間」及び「外国人雇用状況届出制度」に係る周知について、下記により特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 ポスターの掲出及びパンフレット・リーフレットの配布
貴団体事務室内に別添のポスター掲出とパンフレット・リーフレットの備え付けをお願いいたします。
- 2 ホームページ及び機関誌等への記事掲載
貴団体のホームページ・機関誌・メールマガジン等に可能な範囲で記事を掲載していただければ幸いに存じます。周知用記事のご参考例を添付いたしました。

〈本件についてのお問い合わせ〉

東京労働局 職業安定部 職業対策課 特別雇用対策係

TEL 03-3512-1662

東京労働局からのお知らせ

知って、守って、みんなで活躍～外国人雇用はルールを守って適正に～

－ 6月は「外国人雇用啓発月間」です－

国際化の進展に伴い、日本で働く外国人労働者は増加傾向にある一方、不法就労等の社会問題も看過できない状況にあります。また、経済社会の活性化等の観点からは、留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人の就職促進も、我が国の重要な課題となっております。

こうした中、政府は6月を「外国人雇用啓発月間」と定め、外国人の雇用管理に係る周知啓発を実施しています。

つきましては、ホームページ上に月間周知ポスター及び事業主用パンフレットが掲載されておりますので、外国人労働者の適正な雇用のためにご活用いただきますようお願いいたします。

■ 「外国人雇用啓発月間」周知用ポスター

■ 「外国人雇用はルールを守って適正に」パンフレット

■ 「外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出はインターネットで登録できます」リーフレット

掲載先ホームページ

厚生労働省 HP > ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2026年5月 > 「6月は外国人雇用啓発月間」です

－ 「外国人雇用状況届出」は事業主の義務です－

労働施策総合推進法により、全ての事業主に、外国人労働者（在留資格が「外交」、「公用」、「特別永住者」の方を除く）の雇入れと離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。また、併せて、事業主には外国人労働者の雇用管理改善、離職時の再就職援助が努力義務として課せられています。「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（外国人指針）」に基づき、雇用管理の改善等に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

－ 令和7年「外国人雇用実態調査」を公表予定です－

厚生労働省では、令和5年より民間調査機関に委託し、外国人雇用実態調査を実施しています。令和7年調査結果を令和8年夏頃に公表する予定です。つきましては、外国人材の採用や職場定着、職場環境づくりを検討する上での資料として広く活用していただければと思います。引き続き「外国人雇用実態調査」にご協力をお願いいたします。